

3 総防管第 9 1 9 号
令和 3 年 5 月 2 8 日

各区市町村長 殿

東京都知事
小池 百合子
(公 印 省 略)

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項について

各区市町村におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 5 月 2 8 日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡において、今般の緊急事態宣言の延長に伴い改定された基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等が示されました。

その概要は、①イベントの開催制限（人数上限 5，000 人かつ収容率 50%以内の規模要件に沿った開催要請等）、②施設の使用制限（「飲食店」等に対する休業要請、「イベント関連施設等」、「イベントを開催する可能性がある施設」及び「参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設」に対する営業時間短縮要請等）、③外出の自粛（日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請等）、④営業時間短縮等の要請の対象区域等における割引支援事業等の取扱いについて、示されております。

都としては、6 月 1 日から 6 月 2 0 日までの取扱いについて、5 月 2 8 日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部において、別紙「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」のとおり決定しております。

各区市町村におかれましては、関係機関等への周知及び対応について、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合があることにご留意ください。

また、6 月 2 1 日以降の取扱いについては、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部における決定後、別途通知いたします。